

付属史料

搾油濫觴  
(国立国会図書館所蔵)

谷本啓 (奈良文化財研究所客員研究員)  
山田淳平 (京都大学博士後期過程)

「表紙1」「搾油濫觴」（題簽）

「表紙2」「搾油濫觴」

「珍本」（右上）

「表紙3」「搾油濫觴」

「見返」墨付なし

(1才)

搾油濫觴

皇國のいにしへ、いまた燈油の製法、世に行はれさりし

時は、上（は）朝庭より下（は）民家に至まで松明・庭燎を

以て夜陰の備とせり。抑松明の起は、神代に伊弉

諾尊の湯津の爪櫛（註）の雄（註）桂を率折て秉炬とな

し給ひしにはじまり、人皇の御代に列（し）数代

を経て松明を用ひられしに、用明天皇の御宇、

始て新嘗會・大嘗會等の大禮を行るに、主殿寮

の官人、燈燎を西院に設たるに各二燈二燎なりと

(1ウ)

江家次第に記されたり。かく油火と薪火とをわ（別）

かちて記されたるを見れば、其比（ころ）には早々菓実の油

を製して燈明の用に備えられたる事（あきら）明けし。其

後孝徳天皇の大化年中、味經（あじふ）の宮におゐて二千七

百余燈を燃し、天下の僧尼を請し、安宅・土側等の

經を誦しめ給ひし事、又天武天皇白鳳年中、

和州河原寺におゐて燃燈の供養有し事共、日本記

に見えたり。夫より後行れし事共、専（ら）油火を用ひら

るゝ事に成たるなるへし。又文武天皇〔慶雲〕二年に

初て行るゝ追儼の節會に灯臺を立る事を曰

中行事に記され、聖武天皇の時撰（れ）し万葉集に、油火

を詠する歌二首を載られ、孝謙帝の天平勝宝六年、

東大寺に幸して二萬燈を燃し、天下に大赦

せられし事有。同七年に始められし七夕乞巧

奠の式にも内蔵寮より御燈明を供する事を

江次第に誌され、また弘仁の比、空海、高野山におゐて

(2才)

万燈万花の會を修せらるゝ願文を性靈集に載

られ、仁明帝の〔承〕和十年、油一斛正税三百束を

## (2ウ)

元興寺六月十五日の萬燈會と十月十五日の萬

花會とに宛て、毎年の恒例とすへきよしの宣

旨を賜ひけるを讀〔續〕日本記〔後〕にしるされ、三月三日御燈

の事も貞觀以来は北山靈巖寺の辺にて是を

供する事のよし、江家次第に見えたり。此外、史

録に載る處、其證多しといへとも、其比迄の灯油は

皆菓實の製にて、朝庭を初め奉り神社・佛

閣・高貴の家々の灯火にも、皆菓実の油を

用ひられたる事と見〔ひ〕ひたり。爰に清和帝

## (3オ)

の貞觀元年、和州大安寺の僧に行教和尚と

いふ人あり。此人は武内宿祢の後胤なりしか、

豊前國宇佐の宮に參籠せられける時に、八幡宮

の示現を蒙り、同年八月廿三日、城州大山崎に神靈

を遷し奉られける。又神託に任〔せ〕て男山に移し

奉れり。此時山崎の社司に初て長木といふ

搾具を以て荏胡麻の油を製し、禁裏を始

奉り男山・大山崎〔宮〕兩官の燈明の料に獻し奉る。

是則草種油の濫觴なり。時に朝庭より其

功を賞し給ひて、社司等に油司の御宣を賜〔ふ〕。

これによつて、所々神社・佛閣の燈明油は皆大山

崎より納め奉れり。されは元亨釋書に寛平帝の

御時、七ヶ所の神社・佛閣へ燈明油を納めたるを

記されたるも、皆此大山崎の油なり。然〔り〕しより

以来、諸州に荏胡麻の油を製〔す〕といへとも、いま

天下にあまねからず故に、昔の菓実の油を用る

所も多かりける。其事は、延喜帝の御時、諸州〔より〕

貢調せし地産の油のうち、荏胡麻の油の外

に多く菓の製油を擧たるにて知られたり。

## (4オ)

又一條院の正曆の比、大和國樺市ハ海柘榴の油を鬻

きし所にて、長谷寺の燈明油も此所より調ととのへし

事は小右記の長谷詣の所に見えたり。されは其比、

紫式部の作れる源氏物語に樺市にて御明の事

したしむるよし書(認)たり。たゝちに其さまをう(由)つせし

なり。又後堀川院の御時、梅尾明恵上人のつく

られたる暮(暮露々々草子)もろく(都)の發端に、みやこに油うる女

ならず、其名を暮(あり)といふよし(記)しるされたれば、

(4ウ)

其比は山崎より都(へ)ひ油売にいたる女もあり

たるなるへし。其後諸州におゐても大山崎長木

のせい(製)にもとつき、専(ら)荏胡麻の油を製し出せ

しより、大に國益をなせり。これによつて

朝廷より繪旨・院宣を賜り、大山崎の社司をして

天下荏胡麻製油の長となさしめたまひ、且禁

中の燈油、男山・大山崎祭尊の料とせられ、諸

州荏胡麻製油家の元祖を大山崎へ下し給(給)へ、

諸関津の進退を自由ならしめ給ひ、課役

等を免除せらる。職人歌合に山崎の油賣を

読たるも此時の事にて、諸州之神社・佛閣之燈明

油を持運行(き)、或は所々江出る油賣も、皆大山崎の許状

を受て印券をゆるして往来する事、諸関津渡

をまもる土も是をさまざまくる事なし。曆代之御

教書、鎌倉右大将家より足利將軍家に至まで

其儀同かりけるか、天正年中、豊臣大閣之時、忽(ち)先

規の例を変せられ、京都大佛殿建立の砌、大佛殿

門前におゐて長木を立(て)させ、大山崎江油屋ヲ

ゆるされ木本(油)と定られ、大佛殿の燈明油を献

(5ウ)

せしめられしか、慶長年中大(閣)薨し給ひて後、秀

頼公、豊國の祠を洛東に立られし事、諸侯より

献らるゝ処の石燈籠の五十六基の燈明油を山崎油

座に命じて納(め)しめられ、地を大佛殿の傍に賜りし

かは、支配の下司を置いて燈明油を(符カ)油を献し来り、

則今の灯明地、是也。元和の比、豊國の祠發破し給ひ

てのちは、石燈籠も漸々に散失して三十六基

存せり。是を大佛殿の傍に残して今に至まで

(6才)  
燈明を點す。今猶毎年十二月十三日、大山崎の社司等、

神廟に謁して社庫を開き、諸国油賣の輩へ許状・

印券を与ふるに、式にならふの神秘有。俗に是を判

紙の會合といふ。実に古代の遺例也。

摂州遠里小野にて燈油を製せし事を考ふる

に、日本記神功皇后十一年<sup>辛卯</sup>年、住吉大明神、此地に

鎮座ましくてより以来、官幣使ヲ立られ、凡朝<sup>およそ</sup>

庭にて行はるゝ處の祭禮・節禮等を當社にお

ゐて神事に行はれたる中にも、御鎮座神事・

(6ウ)  
祈年祭・御祓神事・新嘗會等、灯火を用らるる神事

有之。畝火山の土をもつて灯臺を造らしめらるゝに、

燈明油は遠里小野におゐて榛の木の油を

製し、神前の灯明、其外神事に用る處の油、皆遠

里小野より納め奉り。依之社務家より御神領之内

免除の地を与へらる。是則遠里小野むら油田の地也。

大同年中、僧空海、住吉明神<sup>江</sup>參籠し給ひし

時、両基の石灯籠を寄進したまへ、其灯明油も

遠里小野より納めしめ給ひ、今幸に正功殿の

庭前に存せる灯籠、是なり。石面磨滅して

さたかに見わか(別)つる事能はずといへども、火炬に

刻める處の六躰佛の像、其様古雅にして実に千

年の旧物なり。爰(に)有書の説に曰、後醍醐帝の御

時、楠正成朝臣、遠里小野極樂寺の毘沙門天は

和州信貴山の靈像と同体なりとて、石灯籠兩

基を獻せられ、灯油は遠里小野より納めし

(7才)

められしか、今猶極楽寺の庭前に一基の石

灯籠残りて有。是明(に)正成公奇附(「寄」)の遺物なり

(7ウ) といへるに、又或人曰、遠里小野むら民某、故有て

家居断絶せし跡に一体の毘沙門天の木像残て

年を経たるに、土俗是を呼て毘沙門屋敷と言

しか、木像なればあめ露(雨)の爲に朽滅られん事

をおしみて當村の極楽寺に安置す。亦ある時、

かの屋鋪の傍に土中より石燈籠一基を堀出し

たれば、是も極楽寺に寄附すと云。思ふに是は

古代住吉へ寄附せし石灯籠なるを、土俗無稽

の事を附會してあやまり傳るなるへし。扱

(8オ) 其比、諸州に菓実油の製法多かりけれ共、わけて遠

里小野は製油の名所にて、所々へ油賣も出しか

は、夫木集、其外之集にも遠里小野の油賣を讀る

歌を載られ、其名他國よりも高かりけるに、其後大山

崎にて長木にて往胡麻の油をしほり(搾)出せる。其

製工たくみ成ければ、諸州におゐても彼製にならひ

草種の油製する事多かりしは、遠里小野の

若野氏某はしめし臺臺子(なたね)を製し清油

をとりて従来の菓実の油にかへて、住吉明

(8ウ) 明神(符)に献し奉れり。是皇國菜種油の始なり。

誠に勝臺子は他の草種に増りて精液其中に満る。

故に製(す)る處の油汁の清潔なる事、是にまさるもの

なし。此時に當て一種の檮押木を造り出し、是を

製するに其功大に長木にたり、則今世に用る處の

搾木これなり。一説に住吉明神の神託によりて

是を造ると云傳へたれば、其證詳ならず。思(ふ)に

諸の種物を製する搾木あれ共、其功、是に過る

ものなければ、神作と云(は)んも又宣ならずや。此

(9オ) 搾具を用て村中の一族専ら臺臺子の油を製

し出せしより、大國の益となりしかは、是より遠

里小野の油田仲間と称し、則村辺に懸札を出して

日毎に油の價を書記し、又其傍に油茶屋と云を建て、

所々へ出る油賣の輩、此処に集り休らひて油の價の

事共を相議し、所々江分れ出て賣歩行(き)しゆへ、今尚

油茶屋の名、田地の字に傳へて残れり。元和年中、大

阪御平定の後、諸國への通路、使宜なるに随ひ、庶民

當地に競ひ集り、〔繁〕華輻湊の地となりしかは、

## (9 ウ)

遠里小野、其外所々の油賣の者共、多く此地に

引移り、〔細密〕臺子製法・構押木の巧みまで細密に

工夫を加へ、弥盛に行はれしかは、諸國に残りて有し

長木の製も、明暦の比より絶て用ひざる事

となりて、諸品の油を製するに一統に此構押木

によらざるはなし。されは世変り、事異也といへとも、

今におゐて住吉明神の灯明、其外年中行るゝ

所の神事に用ゆる灯油は皆遠里小野より

納め奉り、住吉社職梅園美の家、此事を司と

られ、是を油奉行と称し、古へ免除せられし

油田の地は今に至まで遠里小野に持傳ひ

たり。是また実に古代の遺例也。今大平の御代

に逢て永世不易の産業となりたる濫觴を〔志〕わ

するましき為に諸書を考へ索し、諸家に尋究

して、其始末を正せは中古大山崎に長木に端を開、

遠里小野の搾木にてとゝのひ、近世大阪の津にて

盛に廣まりし故なれば、此搾油を業とする

輩、この来暦を思惟し、日夜この事、心を用ひ、

子孫の末々に至まで、この業をゆるかせにす

へからざるものなるへしと云。

## (10 オ)

## (11 オ)

搾油濫觴裏書(略)